

事 務 連 絡  
令和3年9月29日

正会員 各位  
部会運営委員 各位

公益社団法人全国産業資源循環連合会  
専務理事 森谷 賢

「廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）」  
に対する疑義照会回答について

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

当連合会は、平成28年の廃棄物処理法の5年ごとの見直しの検討に際して、環境省に意見書「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の見直しに関する意見」を提出しております。

[https://www.zensanpairen.or.jp/wp/wp-content/themes/sanpai/assets/pdf/activities/demand\\_20160331.pdf](https://www.zensanpairen.or.jp/wp/wp-content/themes/sanpai/assets/pdf/activities/demand_20160331.pdf)

本意見において、連合会は、産業廃棄物処理施設の設置に係る許可申請手続の合理化を要望したところですが（要望事項13）、これを受けて、令和3年4月5日付け環循規発第2104051号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知「廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）」が発出されました（別紙1）。

当該通知に対して、各部会（収集運搬部会、中間処理部会、最終処分部会、医療廃棄物部会、建設廃棄物部会）の運営委員から出された疑義を事務局で取りまとめ（別紙2）、環境省に照会したところ、回答を得ましたので情報提供いたします（別紙3）。

別紙1．施設更新通知

別紙2．施設更新通知に関する質問

別紙3．施設更新通知に関する質問への回答

環循適発第 2104051 号  
環循規発第 2104051 号  
令和 3 年 4 月 5 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長  
廃棄物規制課長

### 廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力いただいているところである。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項若しくは第 15 条第 1 項の許可又は第 9 条の 3 第 1 項若しくは第 9 条の 3 の 3 第 1 項の届出（以下「設置許可等」という。）により廃棄物処理施設を設置する者（以下「許可施設等設置者」という。）が、当該設置許可等に基づき設置した廃棄物処理施設を撤去し、新たに廃棄物処理施設を設置する、いわゆる廃棄物処理施設の更新に係る手続については、「廃棄物処理制度の見直しの方向性」（平成 29 年 2 月 14 日中央環境審議会）によって、「施設を更新する際の許可の申請に係る事務処理について、環境負荷が低減する場合の手続の簡略化を検討するとともに、更新許可手続が事業者の円滑な事業の促進を阻害することのないように必要な措置を検討していくべきである」との意見具申があったところである。今般、改めて下記のとおり通知するので、貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

また、平成 26 年 6 月 23 日付け環廃産発第 14062313 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「産業廃棄物処理施設に係る許可の際の生活環境影響調査書の取扱いについて（通知）」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

### 記

#### 第一 廃棄物処理施設の設置許可等について

設置許可等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 5 条又は第 7 条に規定される廃棄物処理施設を「設置しようとする者」が受けなければならないものであるから、設置許可等の時点では、当然に当該設置許可等に係る廃棄物処理施設は存在せず、ゆえに、設置許可等を有する

ことと当該設置許可等に係る廃棄物処理施設が存在することは、個別に考慮されるべきであると解される。

このため、廃棄物処理施設の更新に当たり、設置許可等に基づき設置された廃棄物処理施設を廃止し撤去したとしても、当該設置許可等までもが廃止されたとは解されない。

## 第二 同一の廃棄物処理施設に更新する場合の手続

許可施設等設置者が、これまで設置していた廃棄物処理施設を撤去し、設置許可等と同一に廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、第一のとおり当初の設置許可等はなお有効であることから、改めて設置許可等を受ける必要はない。

ただし、この場合であっても、法第8条第1項又は第15条第1項の許可により廃棄物処理施設を設置する者は、改めて設置した廃棄物処理施設について、法第8条の2第5項又は第15条の2第5項に規定する使用前検査を受け、都道府県知事又は政令市長によって当該許可に係る法第8条第2項又は第15条第2項の申請書に記載された設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、当該施設を使用することはできない。

なお、更新した廃棄物処理施設に係る基準の適用は、これまで設置されていた廃棄物処理施設に適用されていた経過措置によらず、その時点で効力を有する基準とその経過措置に照らし、改めて判断されたい。また、第三以下も同様である。

## 第三 廃棄物処理施設の一部を同一のものに交換する場合の手続

廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第5条の2第3号又は第12条の8第3号に掲げる設備並びにその他の設備及び部品等（以下「廃棄物処理施設の一部」という。）で構成されるが、これらを同一のものに交換する場合は、当初の設置許可等に係る法第8条第2項第4号から第7号まで又は第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更を伴わないため、法第9条第1項若しくは第15条の2の6第1項に規定する変更許可申請若しくは法第9条の3第8項に規定する変更届出又は法第9条第3項（第9条の3第11項、第9条の3の3第3項又は第15条の2の6第3項で準用する場合を含む。）に規定する軽微変更届出（以下「変更に係る手続」という。）を要さない。

## 第四 同一ではない廃棄物処理施設に更新する場合の手続

許可施設設置者が、これまで設置していた廃棄物処理施設を撤去し、これと同一ではない廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、なお有効である当初の設置許可等に係る法第8条第2項第4号から第7号まで又は第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項を変更することとなるため、変更しようとする内容に応じて、変更に係る手続を要する。

よって、既に当初設置許可等と同一の廃棄物処理施設が製造されていない場合に

その後継施設に更新する場合、同型ではあるものの部品が異なることによって同一とはみなされない廃棄物処理施設に更新する場合、又は同一ではないが環境負荷の低減が可能な施設に更新する場合等については、処理能力の増大を伴ったとしても、規則第5条の2、第5条の9の2、第5条の10の9又は第12条の8に規定する設置許可等を要しない廃棄物処理施設の軽微な変更該当すれば、更新後遅滞なく当該軽微な変更を都道府県知事又は政令市長に届け出れば足り、もって生活環境影響調査等の手続を要さない。

#### 第五 廃棄物処理施設の一部を同一ではないものに交換する場合の手続

廃棄物処理施設の一部を同一ではないものに交換する場合は、当初設置許可に係る法第8条第2項第4号から第7号まで又は第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更を伴うため、変更しようとする内容に応じて、変更に係る手続を要する。

令和3年5月19日

環境省 環境再生・資源循環局  
廃棄物規制課 御中

公益社団法人 全国産業資源循環連合会

廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）について（照会）

日頃より産業廃棄物処理に関するご指導を頂戴し厚くお礼を申し上げます。

本連合会の正会員協会の会員企業より、「廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）（令和3年4月5日付環循規発第2104051号）」に対して以下のとおり照会を受けています。ご回答くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、照会事項ではありませんが、本通知についての意見がありましたので、合わせて記載いたしました。ご高配のほどお願い申し上げます。

連絡先 連合会調査部次長 日浦朋子

（1）照会事項

No.	該当箇所	内容
1 廃止について	第一	<p>法に基づく「廃止」について、通知を踏まえての定義をご教示ください。</p> <p>第一の後段（P2の3行目）には、「<u>廃棄物処理施設の更新にあたり、設置許可等に基づき設置された廃棄物処理施設を廃止し撤去したとしても、当該設置許可等までも廃止されたとは解されない。</u>」とあります。</p> <p>廃棄物処理法に、「廃止」についての明確な定義は見当たりませんが、法第9条（法15条の2の6第3項で準用）では、処理施設を廃止したときには、遅滞なく届け出を知事等に提出しなくてはならないとされています。</p> <p>従前は、「施設及び許可」の一体運用がほとんどだと思いますので、問題の顕在化は無かったのかもしれませんが、施設と許可の廃止が別となると「廃止」とは、「施設を今後使わないと設置者が判断した場合」、「具体的に使えないような状況（撤去等）とした場合」、「更新を含めてその場所での計画自体を廃止した場合」など、どの時点をもって届出が必要なのか、複数の解釈が生まれるおそれがあると思われま</p>

No.	該当箇所	内容
		<p>す。</p> <p>また、許可等に関して、「取り消される」以外に廃止する仕組みがないとすれば、例えば、事業から撤退して、施設を撤去し、土地も他人に渡したとしても、許可の譲渡ができなければ「設置者（許可を受けたもの）」の義務が、未来永劫続くことになりかねません。</p> <p>法律の枠から抜けられなくなるとすれば、新たな仕組みが必要となるのではないのでしょうか。「廃止」に関する考え方を明確にさせていただきたいと思います。</p>
2 廃止について	第一	<p>「<u>廃棄物処理施設を廃止し撤去した</u>としても、当該設置許可等までもが<u>廃止されたとは解されない</u>」とありますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃棄物処理施設を廃止し撤去した時、廃止届を提出するが、廃止届を提出しない場合は、廃止されていないと解釈されますか。</li> <li>● 廃棄物処理施設を廃止し撤去した時、必ずしも廃止届を提出しなくても良いのでしょうか。</li> <li>● 撤去は、廃止とみなされませんか。</li> </ul>
3 同一について	全体	<p>「同一」の定義をご教示ください。</p> <p>この通知には「同一」という言葉がいたるところに出てきていますが、そもそも「同一」の定義が明確ではありません。</p> <p>第四には、逆に「同一でないもの」として、「既に当初設置許可等と同一の産業廃棄物処理施設が製造されていない場合にその継続施設に更新する場合、同型ではあるものの部品が異なることによって同一とはみなされない廃棄物処理施設に更新する場合」と例示されていますが、やはり解釈によっては、どこまでを同一とみなすかは、最終的に各都道府県等の捉え方にならざるを得ないものと考えます。</p> <p>（補足）そもそも、許可申請に添付する図面等は、各都道府県等での程度の詳細まで求められているのか承知しておりませんが、一般的には基本設計レベルではないかと思えます。許可レベルでの「同一」と実際に完成した施設との「同一」を一緒に議論することから、ボタンの掛け違いが生じているのではないかと考えます。</p> <p>環境省として「同一」をどこまで、定義できるのかという点は、たいへん難しいことだと思いますが、少なくとも言葉だけが独り歩きすることの無いよう、配慮をお願いしたいと考えます。</p>

No.	該当箇所	内容
4 同一について	第二	<p>「これまで設置していた廃棄物処理施設を撤去し、設置許可等と同一に廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、第一のとおり当初の設置許可等はお有効であることから、改めて設置許可等を受ける必要はない。」とありますが、</p> <p>同一の施設とは、維持管理、構造、能力、付帯施設等どこまでを指していますか。</p>
5 環境負荷の低減について	第四	<p>「同一ではないが環境負荷の低減が可能な施設に更新」とありますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境影響項目全てが低減される場合ですか。</li> <li>● 低減とは同等も含まれますか。</li> <li>● 排ガス、排水中の汚染物質（規制物質）排出総量で判断することも可能ですか。</li> </ul> <p>（例えば、排ガス量が増えても汚染物質濃度が低減することにより汚染物質の総排出量が減少するような場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● CO<sub>2</sub>の排出量削減は環境負荷の低減と解することはできますか。</li> </ul>
6 施設の設置位置が変更となる場合について	第四	<p>更新時には事業の継続性から、既存施設を先に撤去してから更新施設を設置するのは困難なため、隣接する場所に新しい施設を設置してから既存施設を撤去することが考えられます。その場合には施設の設置位置の変更となります。</p> <p>このように<u>施設の設置位置が変更となる場合であっても</u>、既設の施設より環境負荷の低減が図られる施設で更新する場合には、生活環境影響調査等の手続きは不要となるのでしょうか。</p> <p>「廃棄物処理法の目的に照らして問題がないと判断される場合には、廃棄物処理法に係る各種手続等の合理化を引き続き進めていくことが必要である。」となっておりますが、具体的手続きについてご教示ください。</p>
7 使用前検査について	第四	<p>新たな許可が必要とされない場合であって、「使用前検査」の必要な場合、必要でない場合について、ご教示ください。</p> <p>第一の場合と異なり、第四の場合「使用前検査」に関して触れていません。</p> <p>通常、軽微変更の内容であれば使用前検査は不要と考えますが、通知の第一の趣旨からすれば、許可が不要な場合でも、新たな施設の使用にあたっては、「使用前検査」が必要になるということですので、</p>

No.	該当箇所	内容
		<p>第四の軽微変更にも、検査が必要な場合があるということになるのではないかと考えられます。</p> <p>使用前検査の要・不要の判断で、新たな混乱が生じないように、具体的な内容を例示いただくなど、助言いただきたいと思います。</p>
8 処理能力の増大について	第四	<p>「処理能力の増大を伴ったとしても」とありますが、「設置許可を要しない廃棄物処理施設の軽微な変更該当すれば・・・」となっております、「処理能力の増大を伴ったとしても」の増大は処理能力10%までになりますか。</p>
9 更新による経過措置について	全体	<p>更新による経過措置の運用について、具体の例示をお示してください。</p> <p>例示がないので、具体的な内容がイメージしにくいのですが、第二なお書き以下に「第三以下も同様である。」となっていることで、極端な場合、定修で汎用部品を交換しても新たな基準が適用されるとも読めます。</p> <p>これが、行き過ぎた規制になることが懸念されますので、この経過措置の具体的な事例についてご教示いただきたいと思います。</p>
10 その他	第五	<p>「変更しようとする内容に応じて、変更に係る手続きを要する」とありますが、廃棄物の種類を増やす場合の手続きはどのようになりますか。</p>

(2) 通知に対する意見

No.	内容
1	<p>廃棄物処理法の施設許可に関しては、法に「更新」に関する手続きが明確に記載されておらず、各都道府県等の判断で運用がなされていたものと思います。この点、上記通知により、一定の考え方が国から示され整理できたものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特に「同一の施設に更新する場合」には、改めて設置許可等を受ける必要がないこと、「同一ではない施設に更新する場合」であっても軽微な変更となる場合があり、事後届出で済むことが示され、一連の手続の簡略化につながるものと期待できます。</li> <li>● しかし、全産連の要望「<u>同等の処理能力のものへの更新については、手続を簡略化していただきたい。</u>」に照らした場合、今回は政省令の変更を伴わない運用解釈のため、焼却施設における「燃焼室」、破碎施設における「破碎機」など、いわゆる主たる施設の更新は、同一な施設でない限り、変更許可対象となるこ</li> </ul>



No.	内容
	<p>とは従前どおりで、また、施設位置の変更についても、その解釈により、運用に相当の幅を持つものと思われます。要望に対する今後の対応については、更に全産連での議論を深める必要があるのではないかと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>また、この通知の運用に関して、関連する一連の手続きに対する考え方が、必ずしもこの通知には示されていないため、現場での解釈の違いから新たな混乱が生ずるおそれがあるものと考えます。</u>円滑な運用に関して、引き続き、各自自治体への支援を環境省にお願いする必要があるものと考えます。</li> </ul>
2	<p><b>【新たな指導に繋がるおそれ】</b></p> <p>「第二 同一の廃棄物処理施設に更新する場合の手続き」に関しては、第一の原則からすれば、合理的だと思います。</p> <p>しかし一方で都道府県等がまったく知らされない間に施設が（取り壊されて）撤去され、法律上、使用前検査申請の時点までその状況を知るすべがないとすれば、特に焼却施設のように、住民の意思形成のために設置時に計画書を縦覧する仕組みを取り入れた施設が、住民や行政の知らないうちに、取り壊されたり、新たに工事がなされたりしたら、住民の心配・不信の引き金となるおそれもあります。</p> <p>この矛先が、行政にも向けられることとなりかねず、都道府県等が新たなルールの導入を行うことも考えられます。</p> <p>そうなると、また事前相談の強化や、手続きの導入といったことにも繋がるおそれがあると思われますので、環境省からは、この点、都道府県等に対して、的確な助言をいただきたいと思います。</p> <p>（そもそも、都道府県等が住民同意を指導していることについて、根本的な解決がなされない中で、法の解釈だけで、都道府県等は動けるのでしょうか。）</p>
3	<p><b>【都道府県等の運用解釈における新たな不統一が発生するおそれ】</b></p> <p>法 15 条第 2 項第 6 号にある「廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画」の変更について、環境省令で「施設の位置」や「主要な設備（例えば燃焼室、破碎機）」の変更が含まれると、軽微な変更となりません。</p> <p>今回、軽微な変更での対応もありうるとされたことから、この運用をめぐって都道府県等ごとの取り扱いに、更に温度差が生まれるのではないかと懸念します。</p> <p>例えば、設備のレイアウト変更で縦の配置が横になっても、施設位置の変更がなされたとの解釈ならば、今後も変更許可が必要となります。</p> <p>いずれにしても、新たな混乱要因とならないよう、環境省から、都道府県等に対して、的確な助言をいただきたいと思います。</p>

令和3年4月5日付け環循規発第2104051号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知「廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）」に対する疑義照会回答

当連合会から環境省に疑義照会したことに対する環境省回答は以下のとおりでした。

#### 1 廃止について（1）

Q：法に基づく「廃止」について、通知を踏まえての定義をご教示ください。

第一の後段（P2の3行目）には、「廃棄物処理施設の更新にあたり、設置許可等に基づき設置された廃棄物処理施設を廃止し撤去したとしても、当該設置許可等までも廃止されたと解されない。」とあります。

廃棄物処理法に、「廃止」についての明確な定義は見当たりませんが、法第9条（法15条の2の6第3項で準用）では、処理施設を廃止したときには、遅滞なく届け出を知事等に提出しなくてはならないとされています。

従前は、「施設及び許可」の一体運用がほとんどだと思いますので、問題の顕在化は無かったのかもしれませんが、施設と許可の廃止が別となると「廃止」とは、「施設を今後使わないと設置者が判断した場合」、「具体的に使えないような状況（撤去等）とした場合」、「更新を含めてその場所での計画自体を廃止した場合」など、どの時点をもって届出が必要なのか、複数の解釈が生まれるおそれがあると思われまます。

また、許可等に関して、「取り消される」以外に廃止する仕組みがないとすれば、例えば、事業から撤退して、施設を撤去し、土地も他人に渡したとしても、許可の譲渡ができなければ「設置者（許可を受けたもの）」の義務が、未来永劫続くことになりかねません。

法律の枠から抜けられなくなるとすれば、新たな仕組みが必要となるのではないのでしょうか。「廃止」に関する考え方を明確にさせていただきたいと思ひます。

A：施設の廃止とは現に存在する廃棄物処理施設を廃棄物の処理の用に供しないと設置者が判断することを言ひます。

#### 2 廃止について（2）

Q：「廃棄物処理施設を廃止し撤去したとしても、当該設置許可等までもが廃止されたと解されない」とありますが、

- ・廃棄物処理施設を廃止し撤去した時、廃止届を提出するが、廃止届を提出しない場合は、廃止されていないと解釈されますか。

- ・廃棄物処理施設を廃止し撤去した時、必ずしも廃止届を提出しなくても良いのでしょうか。
- ・撤去は、廃止とみなされませんか。

A：廃止とは、現に存在する廃棄物処理施設を廃棄物の処理の用に供しないと判断することを言います。施設を撤去すれば、処理の用に供することができないので、廃止に該当します。法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項に示されているように、廃棄物処理施設設置許可に係る廃棄物処理施設を廃止又は休止したときは、遅滞なく都道府県知事等に届け出る必要があります。

### 3 同一について

Q：「同一」の定義をご教示ください。

この通知には「同一」という言葉がいたるところに出てきていますが、そもそも「同一」の定義が明確ではありません。

第四には、逆に「同一でないもの」として、「既に当初設置許可等と同一の産業廃棄物処理施設が製造されていない場合にその継続施設に更新する場合、同型ではあるものの部品が異なることによって同一とはみなされない廃棄物処理施設に更新する場合」と例示されていますが、やはり解釈によっては、どこまでを同一とみなすかは、最終的に各都道府県等の捉え方にならざるを得ないものと考えます。

(補足) そもそも、許可申請に添付する図面等は、各都道府県等でどの程度の詳細まで求められているのか承知しておりませんが、一般的には基本設計レベルではないかと思えます。許可レベルでの「同一」と実際に完成した施設との「同一」を一緒に議論することから、ボタンの掛け違いが生じているのではないかと考えます。

環境省として「同一」をどこまで、定義できるのかという点は、たいへん難しいことだと思えますが、少なくとも言葉だけが独り歩きすることの無いよう、配慮をお願いしたいと考えます。

A：廃棄物処理施設又は廃棄物処理施設の一部が同一とは、メーカー及び型式が同じであることを指します。「設置許可等と同一に廃棄物処理施設を設置しようとする場合」とは、現に設置許可を受けている計画等とおりに再設置する場合を指し、この場合には許可申請及び変更届は不要です。

当初の計画等に対して変更がある場合には、変更の内容に応じて変更許可申請、あるいは軽微変更の届出を行ってください。

### 4 同一について

Q：「これまで設置していた廃棄物処理施設を撤去し、設置許可等と同一に廃棄物処理施

設を設置しようとする場合は、第一のとおり当初の設置許可等はなお有効であることから、改めて設置許可等を受ける必要はない。」とありますが、同一の施設とは、維持管理、構造、能力、付帯施設等どこまでを指していますか。

A：3.にて回答の通り

#### 5 環境負荷の低減について

Q：「同一ではないが環境負荷の低減が可能な施設に更新」とありますが、

- ・環境影響項目全てが低減される場合ですか。
- ・低減とは同等も含まれますか。
- ・排ガス、排水中の汚染物質（規制物質）排出総量で判断することも可能ですか。（例えば、排ガス量が増えても汚染物質濃度が低減することにより汚染物質の総排出量が減少するような場合）
- ・CO2の排出量削減は環境負荷の低減と解することはできますか。

A：変更内容が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第12条の8第1号から第5号までのいずれにも該当しない場合には、軽微な変更該当し、変更許可を要しません。具体的には、設置計画に記載された排ガス又は排水の量、生活環境への負荷に関する数値、維持管理計画に記載された生活環境の保全のため達成することとした数値等が増大する場合は、軽微な変更該当せず、変更許可申請が必要となります。

#### 6 施設の設置位置が変更となる場合について

Q：更新時には事業の継続性から、既存施設を先に撤去してから更新施設を設置するのは困難なため、隣接する場所に新しい施設を設置してから既存施設を撤去することが考えられます。その場合には施設の設置位置の変更となります。

このように施設の設置位置が変更となる場合であっても、既設の施設より環境負荷の低減が図られる施設で更新する場合には、生活環境影響調査等の手続きは不要となるのでしょうか。

「廃棄物処理法の目的に照らして問題がないと判断される場合には、廃棄物処理法に係る各種手続等の合理化を引き続き進めていくことが必要である。」となっておりますが、具体的手続きについてご教示ください。

A：旧施設を廃棄物の処理の用に供したまま隣接する場所に新施設を設置する場合には、新施設に対する設置許可申請が必要となります。

#### 7 使用前検査について

Q：新たな許可が必要とされない場合であって、「使用前検査」の必要な場合、必要でない場合について、ご教示ください。

第一の場合と異なり、第四の場合「使用前検査」に関して触れられていません。

通常、軽微変更の内容であれば使用前検査は不要と考えますが、通知の第一の趣旨からすれば、許可が不要な場合でも、新たな施設の使用にあたっては、「使用前検査」が必要になるということですので、第四の軽微変更にも、検査が必要な場合があるということになるのではないかと考えられます。

使用前検査の要・不要の判断で、新たな混乱が生じないよう、具体的な内容を例示いただくなど、助言いただきたいと思います。

A：第二 同一の廃棄物処理施設に更新する場合の手続では、法第 15 条の 2 第 5 項に基づいて、撤去、再設置後の施設が第 15 条第 2 項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していることを確認するために、使用前検査が必要であるとしています。

第四 同一ではない廃棄物処理施設に更新する場合の手続においても、第二と同様に、撤去、再設置後は、法第 15 条の 2 第 5 項に基づいて計画に適合していることを確認するために、使用前検査が必要となります。

ただし、これらはいずれも廃棄物処理施設を撤去して再設置する場合の手続について述べたものであって、廃棄物処理施設を撤去しない場合には、当該施設について既に使用前検査がなされているので、変更の許可がない限り、使用前検査は不要です。

#### 法第 15 条の 2 第 5 項

当該許可に係る産業廃棄物処理施設について、都道府県知事等の検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が当該許可に係る前条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

#### 8 処理能力の増大について

Q「処理能力の増大を伴ったとしても」とありますが、「設置許可を要しない廃棄物処理施設の軽微な変更該当すれば・・・」となっており、「処理能力の増大を伴ったとしても」の増大は処理能力 10%までになりますか。

A：そのとおりです。

#### 9 更新による経過措置について

Q：更新による経過措置の運用について、具体の例示をお示しください。

例示がないので、具体的な内容がイメージしにくいのですが、第二 なお書き以下に「第

三以下も同様である。」となっていることで、極端な場合、定修で汎用部品を交換しても新たな基準が適用されるとも読めます。

これが、行き過ぎた規制になることが懸念されますので、この経過措置の具体的な事例についてご教示いただきたいと思えます。

A：通知の該当部分は、更新した廃棄物処理施設に係る新基準の適用について述べたものであり、施設が更新されない単なる部品交換について、新基準が適用されるような場面は想定していません。

#### 10 その他

Q「変更しようとする内容に応じて、変更に係る手続きを要する」とありますが、廃棄物の種類を増やす場合の手続きはどのようになりますか。

A：廃棄物の種類を増やすことによって、「施設の種類」（法第15条第2項第3号）が変わる場合（例えば、木くずの破碎機として設置された施設で廃プラスチックを処理する場合）には新規許可が必要になりますが、単に産業廃棄物の種類が変わるだけ（例えば、木くずの破碎機として設置された施設で繊維くずを処理する場合）であれば軽微変更の手続きが必要となります。

以上